

「原子力災害対策特別措置法案」（仮称）の要綱骨子案

第1章 総則

（目的）

- 原子力災害の特殊性にかんがみる旨及び災対法と相まったものである旨を言及。
- 災対法の枠組みをベースとして、原子力災害の特殊性にかんがみ、対策を追加・修正する形で新法を規定。

（定義）

- 原子力災害 原子力緊急事態による国民への被害
- 原子力緊急事態 原子炉の運転等（原賠法2条1項）による放射性物質又は放射線の異常な放出
- 原子力事業者 加工、原子炉（船舶除く）、中間貯蔵、再処理、廃棄等

第2章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

（原子力事業者防災業務計画）

- 原子力事業者は原子力事業者防災業務計画の作成を義務付け（当該計画は、防災基本計画、地域防災計画等と矛盾抵触してはならない。）
- 当該計画は、市町村長、都道府県知事に協議。
- 原子力事業者は、原子力事業者防災計画を主務大臣に届出及び公表。

（原子力事業者の防災組織）

- 原子力事業者は原子力防災組織の設置を義務付け。
- 防災組織は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を実施。
- 防災組織に必要な要員を配置。
- 防災要員の現況について、主務大臣、市町村長、都道府県知事に届出。

（原子力防災管理者）

- 原子力事業者は防災組織を統轄する原子力防災管理者（及び副管理者）の選任を義務付け。
- 原子力防災管理者の選任につき主務大臣、市町村長、都道府県知事に届出。
- 原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務を行うに当たって、国、地方公共団体、公共機関等と連携協力。

（防災管理者の通報義務等）

- 一定の現象発生の場合に、直ちに市町村長、都道府県知事及び主務大臣への通報を原子力事業者は義務付け。
- 主務大臣は、市町村長又は都道府県知事の要請があった場合、速やかに職員を派遣。

(放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等)

- 原子力事業者は、通報を行うために必要となる放射線量を測定するための設備の設置・維持を義務付け。
- 業務を行うために必要な放射線測定機器、放射線防護服、通信機器その他の資材又は機器を備付け・点検を義務付け。
- 放射線測定設備の設置及び原子力防災資機材の現況につき主務大臣、市町村長、都道府県知事に届出し、主務大臣は、性能につき検査を実施。
- 原子力事業者は、放射線量の数値を記録、公表。

(緊急事態応急対策拠点施設の指定等)

- 主務大臣は、緊急時における緊急事態応急対策の拠点となる施設として、立地都道府県内に緊急事態応急対策拠点（以下「オフサイトセンター」）を指定。
- 主務大臣が、オフサイトセンターの指定を行う場合は、市町村長、都道府県知事、オフサイトセンターの所在市町村長の意見を聴いて行うものとする。
- 原子力事業者は、オフサイトセンターに備え付けるべき書類を主務大臣に提出。

(原子力災害に関する防災訓練義務)

- 国が作成する計画（原子力緊急事態の想定を含む。）に基づいて、国、地方公共団体、事業者等による合同の訓練の実施。

(他の原子力事業所への協力)

- 原子力事業者は、他の原子力事業者における緊急事態応急対策に、原子力防災要員の派遣、資機材の貸与等必要な協力をするよう努力。

第3章 原子力緊急事態宣言及びこれに伴う 国の組織等

(原子力緊急事態宣言等)

- 主務大臣は、原子力事業者等から異常な水準の放射線量の測定等の報告を受けたときは、初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い内閣総理大臣に報告。
- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」。）や原子力緊急事態の概要等を公示するとともに、関係市町村長等に避難等につき指示。
- 対策の必要性がなくなった場合、安全委員会の意見を聴いて原子力緊急事態解除宣言。

(原子力災害対策本部の設置)

- 内閣総理大臣は、宣言と同時に、臨時に総理府に原子力災害対策本部（以下「本部」）を設置。

(本部の組織)

- 本部長は内閣総理大臣、副本部長は主務大臣、本部員は内閣危機管理監並びに関係す

る指定行政機関の長及びその職員の中から指名する者。

○オフサイトセンターに、原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」）を設置。

（本部長の権限）

○安全規制担当大臣に原子炉等規制法に基づく応急措置命令を発することを指示。

○緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者に対する指示。

○防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請。

○原子力安全委員会の意見を聴いて緊急事態応急対策実施区域を変更。

○原子力安全委員会に緊急対策の実施について技術的な助言を求める。

○現地本部長は本部長の権限の一部の委任を受ける。

（都道府県及び市町村の本部の設置）

○緊急事態宣言が発せられたときは、自治体に災害対策本部を設置（既に設置されている場合を除く。）。

（原子力災害合同対策協議会）

○オフサイトセンターに、情報の交換及び緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会（以下「協議会」）を組織。

○協議会の構成員は、現地本部長、都道府県災害対策本部長又はこれらの委任を受けた者、関係市町村災害対策本部長又はこれらの委任を受けた者、事業者、専門家等。

第4章 緊急事態応急対策の実施等

（原子力事業者防災組織による応急措置）

○原子力防災組織は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を実施。

○対応状況につき、主務大臣、市町村長、都道府県知事に報告。

（緊急事態応急対策）

○緊急事態応急対策として以下の事項を実施。

- ・情報の伝達、避難の勧告・指示
- ・放射線量の測定等情報の収集
- ・被災者の救助
- ・応急の復旧
- ・交通の規制
- ・緊急輸送
- ・住民等の被ばく線量の測定、放射性物質による汚染の除去等応急措置に関する措置等

○国、地方公共団体、関係機関、原子力事業者は、防災計画、防災業務計画等に基づき、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

○原子力事業者は、他者の緊急事態応急対策が円滑に実施されるよう必要な措置を実施。

第5章 原子力災害事後対策

(原子力災害事後対策)

- 国、地方公共団体、事業者及び指定公共機関は、居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施、放射性物質の濃度や放射線量の調査、放射性物質により汚染され又は汚染されているおそれがあることに起因する商品の販売の不備等に対処するための広報等原子力災害事後対策の実施を行わなければならない。
- 国、地方公共団体、関係機関、原子力事業者は、防災計画、防災業務計画等に基づき、原子力災害事後対策を実施しなければならない。
- 原子力事業者は、他者の原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう必要な措置を実施。

第6章 雑則

(災害対策基本法の特例)

- 以下のような事項について、災害対策基本法を読み替えて適用する。
 - ・都道府県防災会議、市町村防災会議は、原子力安全委員会に対して資料・情報の提供等必要な協力を求めることができる。
 - ・緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の実施のために、国等に対して職員の派遣要請ができる。
 - ・原子力緊急事態宣言があったとき、市町村長は住民の立退き又は屋内への退避の指示等を行わせることができる。
 - ・原子力緊急事態宣言があったとき、都道府県知事、市町村長は応急公用負担を行わせることができる。
 - ・緊急事態応急対策、原子力災害事後対策等に要する費用の一部又は全部を国が負担、補助できる。

等

- 緊急事態応急対策等を行う地方公共団体の長は、国に対して、放射線医療に関する助言等必要な援助を求めることができる。

(原子力災害に関する研究の推進等)

- 国は、原子力防災、放射線医学に関する科学的な研究開発を推進、その成果を普及。

(原子力防災専門官)

- 防災に係る事業者への指導、緊急時における情報の収集等を行うため、科学技術庁及び通商産業省に原子力防災専門官を置き、原子力事業所に配置する。

(報告の徴収及び立入検査)

- 主務大臣、市町村長、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対して報告させ、事業所に立入検査することができる。